

三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」改定版

7月下旬以降、感染者数が増加し、第5波といえる状況となる中、最大限の警戒感をもって感染防止対策に取り組むため、8月6日に“緊急警戒宣言”を発出しました。

“緊急警戒宣言”においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項にもとづき県境を越える往來を避けていただくことなどを要請するとともに、県としても宿泊療養施設の更なる活用促進などの取組を進めてきました。

しかしながら、その後も感染者数は非常に高い水準で推移し、8月11日には新規感染者数が初めて100人を超え、8月12日には131人と2日連続で過去最多を更新しました。感染者の増加に伴い、本日(8月12日)時点で病床占有率は50%、重症者用病床占有率は22%と増加傾向が続いています。

また、変異株検査の結果において直近1週間(8月5日から11日)では84.2%がデルタ株を含む L452R 変異株であることが判明し、第4波の際に急激に増加したアルファ株からの置き換わりが進んでいます。デルタ株の感染性はアルファ株の1.5倍ともいわれており、変異株の脅威に対する警戒感をさらに強める必要があります。

全国の状況を見ると、首都圏を中心に新規感染者数が急増し、1日の新規感染者数が1万5千人を超えることもあるなど、これまでにない感染拡大となっています。こうした状況の中、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が19都道府県に適用され、本県を含む30都道府県が人口10万人あたりの新規感染者数がステージⅣ(25人以上)の指標を超えるなど、予断を許さない状況となっています。

8月6日に“緊急警戒宣言”を発出した際にも、更に警戒すべきステージに至った際には、感染拡大を食い止めるため、躊躇なく強い措置を行うことを申し上げてまいりましたが、医療機関への負荷が大きくなっている今、まさにそうした状況となっており、感染拡大防止に向けた更なる対策を行う必要があります。

第一に優先すべきは県民の皆様を守ることであり、緊急的に病床を追加確保し、重症、中等症、重症化リスクの高い方の入院調整が確実にできる体制を整えてまいります。一方で、追加的な病床の確保は医療機関への負荷を増大させ、通常医療や救急医療、ワクチン接種への影響が懸念されます。

こうした影響を最小限に抑え、緊急的な対応を早く終わらせるためにも、県民の皆様、事業者の皆様にもご協力をいただき、あらゆる対策を「オール三重」で講じていくため、“三重県緊急警戒宣言”を改定いたします。

I. 特にお願したい感染防止対策

「三重県指針」ver.1.2におけるお願いに加え、特に以下の感染防止対策の徹底をお願いします。

(1) 県民の皆様へ

① 移動の自粛

○県境を越える移動は、生活の維持に必要な場合を除き、自粛をお願いします。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○県外への通勤についても、可能な限り在宅勤務(テレワーク)の活用などにより、往來の機会の低減をお願いします。

○**県外への帰省についても自粛**をお願いします。やむを得ず帰省される場合は、帰省の前から感染防止対策を徹底いただき、必要に応じ政府が推奨する自主的な PCR 検査などの対策をお願いします。また、体調が悪い場合は移動を避けてください。

○イベントや集客施設など不特定多数の人が集まる場に行くことは慎重に検討してください。

○**県内の移動については、必要性、安全性を慎重に検討し、移動先が「『密』となる」など感染リスクが高くなる場合は移動を避けてください。移動が必要な場合は、感染防止対策を徹底してください。**

また、混雑している場所や時間、感染対策が徹底されていない飲食店の利用は避けていただくようお願いいたします。

② 感染防止対策の徹底

○「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は、感染のリスクが高まります。バーベキューやキャンプなど屋外であっても、大人数・長時間の飲食は避けてください。

また、少人数、短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意するなど感染防止対策を徹底してください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○**Go To Eat食事券の利用は、テイクアウト、デリバリーを除き、控えてください。**

○普段一緒にいない人と飲食する場合は、会話の際にはマスクを着用してください。

○体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。

(2) 県外の皆様へ

○生活の維持に必要な場合を除き**三重県への移動を自粛**していただくようご協力をお願いします。

○**帰省についても、自粛**していただくようご協力をお願いいたします。やむを得ず帰省される場合は、帰省の前から感染防止対策を徹底いただき、必要に応じ政府が推奨する自主的な PCR 検査などの対策をお願いします。また、体調が悪い場合は移動を避けてください。

※県民の皆様におかれましては、こうした要請を県外のご家族やご友人にお伝えください。

(3) 事業者の皆様へ

○感染の入口となる場面を少しでも減らすとともに、人流を抑制し、接触機会を低減するため、**県内全域の飲食店¹において、営業時間を20時までとしていただくよう要請します。(20時から翌日5時までは営業を行わないよう要請します。)**

要請期間:令和3年8月14日(土)から令和3年8月31日(火)

また、要請への協力状況を確認するため、現地調査を行いますのでご協力をお願いいたします。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

¹ 食品衛生法の飲食店営業許可、喫茶店営業許可を受けている店舗。宅配、テイクアウトのみの店舗、ネットカフェなど夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。

なお、時短要請に全面的にご協力いただいた県内の飲食店を対象に、協力を支給の対象とします。支給額については時短営業実施期間に応じての算定となります)

○飲食店においては、これまでも感染防止対策を徹底していただいているところですが、改めて、感染拡大予防ガイドラインを遵守いただき、「アクリル板等の設置または座席間隔の確保」、「手指消毒の徹底」、「マスク着用の呼びかけ」、「換気の徹底」などの対策を徹底してください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
○飲食を主として業として店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、昼夜を問わず、感染防止対策が徹底できなければ、カラオケの利用を控えてください。
○飲食店や観光施設においては、お客様の安心を確保するために、感染防止対策の認証制度である「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いいたします。また、併せて県の接触確認システムである「安心みえるLINE」の活用促進をお願いします。

○商業施設をはじめ集客施設においては、入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導、発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただくといった対策をお願いします。
○特に1,000mを超える物品販売業・サービス業を営む店舗（生活必需品資、サービスを除く）や遊興施設など大規模な集客施設においては、人流を減少させるため、営業時間の短縮など可能な限りの対策をご検討いただくようお願いいたします。

○小規模な福祉施設や通所事業所等においては、改めて感染防止対策を徹底いただき、「持ち込まない」「広げない」ための対策をお願いいたします。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
○食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、家における共同生活、夏季休業中など勤務時間外も含め、従業員に対し、感染防止対策について周知徹底してください。
【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
○外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれましては、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語や、やさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ²、三重県情報提供ホームページ³「MIE INFO」や、厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について (<https://www.covid19-info.jp/>) 労働省⁴、内閣官房ホームページ⁵などにも掲載されていますので、参考としてください。

2 三重県ホームページ「外国人住民のみなさまへ For foreign residents」 (<https://www.pref.mie.lg.jp/>)
3 三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」 (<https://mieinfo.com/ja/>)
4 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について (<https://www.covid19-info.jp/>)
5 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 (<https://corona.go.jp/>)

○普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。特に県外との往来が多い若い世代の方をアルバイト等で雇用されている事業所においては対策を徹底してください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
○県外への出張などによる往来については、移動の必要性について今一度検討し、オンライン会議等の活用をお願いします。

○ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ソールの活用等、接触機会低減の取組に加え、在宅勤務（テレワーク）の推進により、地域や業務の特性も、可能な限り出勤者の5割以上の削減に取り組んでください。

以上について、**8月31日（火）まで**を協力要請期間とします。
なお、感染状況が早期に改善した場合は、期限を待たず解除します。

II. 偏見や差別の根絶について
○感染された方やそのご家族、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から県される方、治療にあつている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方、差別や偏見にさらされることのないよう、偏見、差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
○また、フロンテック接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などとの接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対に行わないでください。

III. まん延防止等重点措置
感染拡大を徹底して食い止めるため、8月13日に三重県まん延防止等重点措置対策検討会議を実施し、まん延防止等重点措置の要請等について、有識者の皆様にご意見を賜ります。ご意見もふまえ、「まん延防止等重点措置」の適用について、政府と協議を行っていきます。

Ⅳ. 三重県が実施する対策

1 医療提供体制等

入院医療、宿泊療養、自宅療養を常時併用することで、医療機関の負荷を軽減するとともに、後方支援体制を確保することで、病床の効率的な活用を促進し、必要な方が確実に入院できる体制を維持していきます。

(1) 患者受け入れ病床の確保

- 重症患者、中等症患者、重症化リスクの高い患者が確実に入院できるよう、現在確保している436床の病床に加え、患者急増時の緊急的な対応として、重症用病床を含めて追加的な病床(56床)を確保し、受け入れ体制を拡充します。
- 新型コロナウイルス感染症の回復患者については、現時点で、後方支援病院は34病院、介護老人保健施設は三重県老人保健施設協会の協力のもと、42施設において受入可能としています。

(2) 宿泊療養施設のさらなる活用

- 宿泊療養施設については、現在240室で運用しています。今後、入所者の増加に備え、増床に向けて人員確保や施設改修など必要な取組を進めます。
- 発熱に関する基準の見直しなどさらなる入所基準の緩和を行い、宿泊療養施設のより一層の活用を図ることで、医療機関の負担を軽減し、病床の効率的な活用を促進します。

(3) 入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ

- 貸与用パルスオキシメーターを800個追加購入(1,850個)し、食事や衛生用品など生活物資の配送、医師・看護師等の助言を受けることができる相談窓口の設置など、入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ体制を確保するとともに、必要な資機材の追加調達など入院調整中患者・自宅療養者の急増時に備えた取組を進めます。

(4) 保健所機能の充実

- 患者急増に備え、保健所機能の維持・強化のため、調整業務等を行う支援職員の増員や保健所間での相互支援の実施、外部委託の活用などさらなる充実を図っていきます。

2 ワクチン接種体制の整備

- 医療従事者等への接種について、当初予定されていた方への接種は6月15日に完了しました。
- 高齢者を対象とした住民接種について、当初予定していた7月末までに完了するという目標は達成できました。
- 接種当日のキャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合や高齢者に次ぐ優先接種等の取り扱いについて、三重県独自の方針を策定しました。
- 「アストラゼネカ社ワクチン接種センター(仮称)」を県内に1か所開設し、18歳以上で他の新型コロナワクチン含有成分へのアレルギーがある方や、すでにアストラゼネカ社ワクチンを1回接種された方などに接種ができる体制を整備します。

- ワクチン接種を希望する全ての県民の方の接種が円滑に進むよう、引き続き、市町や関係機関等と緊密に連携し、ワクチン接種の推進に取り組みます。
- 外国人住民が円滑にワクチン接種を受けられるよう、「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」を拡充し、多言語による予約支援や相談体制を強化します。
- 県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、新たに副反応に関する質問や相談に24時間多言語で対応する相談窓口を開設しました。
- 職域接種については、国からの供給状況にあわせて接種を進められるよう引き続き支援していきます。

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

電話 050-3185-7947 午後9時～翌午前9時(AI音声技術で対応)

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」(多言語対応)

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時(月曜～金曜、日曜)

「新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口」(多言語対応)

電話 059-224-3326 24時間対応(夜間、土曜日、日曜日、祝日含む)

3 まん延防止

(1) 検査体制の強化

- 従来型に比べて感染力が強いとされる変異株による感染拡大を防ぐため、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対して、早期に戦略的かつ機動的に検査できるよう体制を強化しました。
- 外国人労働者を雇用する一部の事業所では、社員寮などでの共同生活や職場との送迎バスの場面など、構造的に感染につながりやすい環境が見受けられるため、感染者の早期発見や事業所における感染拡大の防止につなげていくよう、外国人労働者を雇用する県内事業所へ抗原定性検査キットを配備しています。申込期間を延長して事業所に対して再案内し、新規申込や追加申込のあった事業所に対して抗原定性検査キットの配備を進めています。
- 重症化リスクのある方が多数いる場所・集団(医療機関・高齢者施設等)における感染者の早期発見と感染拡大防止のため、厚生労働省が抗原定性検査キットを配布する取組について、施設への配布が円滑に進むよう配布先の集約を行っています。感染の拡大状況を踏まえ、これまで希望がなかった施設にも配布できるよう市町や団体と連携して再周知を行い、抗原定性検査キットの更なる活用を進めています。

(2) 社会的検査の実施

- 集団感染等のリスクが高い高齢者施設や障がい者施設を対象とした社会的検査を、5月に重点措置区域とされた7市5町及び津市において、8月末まで実施することとしてきましたが、感染の拡大状況等を踏まえ、9月以降の延長に向けて新たに対象とする地域や施設種別等の整理を行い、できる限り早期に実施していきます。

(3) クラスタ発生時の早期介入

・クラスターの発生場所が多様化しており、感染力が強いとされる変異株による感染が含まれる事例もみられることから、感染状況をモニタリングし、早期探知によるクラスターの

引き続き、保健所や厚生労働省クラスター対策班と連携した封じ込め対策の立案や感染経路の解明を進めます。

施設内で「クラスター」が発生した場合の対応事例を知り、適切な感染対策について施設職員等が学び、また、医療機関、高齢者施設、障がい者施設向けの感染防止対策の研修会を4月から6月に開催しました。また、企業内でも「クラスター」が発生していることから、8月及び9月には事業所向けにセミナー等の場を活用して、感染防止対策の共有を図ります。小規模な福祉施設や通所事業所等での「クラスター」発生を踏まえ、市町や関係団体等と連携し、改めて感染防止対策の徹底に係る注意喚起を行うとともに、研修会の動画配信や抗原定性検査キットの積極的な活用を促進します。

(4) 変異株スクリーニング検査

・変異株に的確に対応するため、県保健環境研究所において、陽性を確認した検体すべてについて、より感染力が強いと懸念されているデルタ株等（インデ）で最初に検出された変異株）を含む変異株の検査を実施しています。

県保健環境研究所において変異株のゲノム解析を行えるよう、国立感染症研究所から貸与される解析機器(次世代シーケンサー)に加え、新たに高い精度で解析可能な解析機器(次世代シーケンサー)を導入するなど、解析体制の強化に取り組めます。

(5) 事業所への周知徹底

・県内の事業所への感染防止対策の周知について、三重労働局や経済団体等と連携・情報共有して実施しています。

夏休みやお盆の間は人の移動が多くなることを踏まえ、事業所が夏季休業に入る前に、労働局と連携して外国人を多数雇用している事業所19社に対して訪問等を行い、改めて外国人労働者に基本的な感染防止対策の徹底やフランチ接種に関する情報提供などをしていただくよう周知の依頼をしました。

外国人労働者を雇用している事業所を対象とした受入支援セミナーにおいて、従業員に対して、マスクの着用や手指消毒の徹底など、基本的な感染防止対策の周知を呼びかけました。今後ともセミナーや相談会等の開催を予定しており、継続して周知を行っていきます。

供などをしていただくよう周知の依頼をしました。

外国人労働者を雇用している事業所を対象とした受入支援セミナーにおいて、従業員に対して、マスクの着用や手指消毒の徹底など、基本的な感染防止対策の周知を呼びかけました。今後もしセミナーや相談会等の開催を予定しており、継続して周知を行っていきます。

）外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしづかいと伝わるよう、多文化共生に関わる県内12の市民団体にホームページやSNSでの情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施します。

「みえ外国人コソナフチ相談ダイヤル」の周知を図るため、外国人が集住する地域において周知チラシのポスターイングを実施するとともに、外国人住民向け民間ポータルサイトにおいて広報を行います。

(6) 外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしそくし伝わるよう、多文化共生に関わる県内12の市民団体にホームページやSNSでの情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施します。

「みえ外国人人口増加に伴う地域社会の活性化」の周知を図るため、外国人が集住する地域において周知チラシのポスターイングを実施するとともに、外国人住民向け民間ポータルサイトにおいて広報を行います。

8

・感染者発生時には迅速に通訳派遣を行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応します。

(7) 学校における部活動や課外活動に係る感染対策

・スポーツや飲食の場面上における感染が発生していることから、夏季休業中の部活動や課外活動において、身体接触を伴う活動や大きな発声、激しい呼吸を伴う活動などについて、感染対策を特に徹底するとともに、登下校や着替え、食事など場面ごとの切り替わりにおける感染対策についても、県立学校・市町等教育委員会及び私立高等学校等を通じて注意喚起を徹底します。

(8) 地域のスポーツ活動における感染対策

スポーッ少年団など、複数の学校から児童生徒が参加するような地域スポーッの場面をきっかけとして感染が拡大しないよう、スポーッ少年団事業を統括する県スポーッ協会や市町地域スポーッ担当課を通じて、改めて注意喚起を徹底します。

(9) 感染防止対策の徹底の呼びかけ

・お盆など夏休み期間中、外出する機会が増えること、また若い世代や県外由來の感染者が増えていることから、若い世代や来県者に向けた注意喚起を重点的に道の駅、サービスエリア、海岸等で実施します。

引き続き、多くの人が集まり、飲食も想定される海岸や河川敷、県営都市公園に注意喚起看板（日本語、スペイン語、ポルトガル語）を設置しています。

また、人が集まる期間には、御殿場海岸や香良洲地区海岸、銚子川等で、広報車や海水浴場等の放設施設も活用し、市町と連携して感染防止対策の呼びかけを行います。呼びかけの実施日は、8月中の土日を予定しています。

さらに、鈴鹿青少年の森の炊飯場（バーベキュー施設）など県営都市公園内の屋外飲食施設について、運営事業者に新規予約の停止を要請するとともに、感染防止対策の徹底について呼びかけを行います。また、市町の管理する屋外飲食施設においても、県取組も参考にしていきたいと、適切に対応いただくよう協力を要請します。

警察においては、県からの協力要請に基づき、路上、公園等における集団での飲酒やバレーキュー等の感染リスクが高い行動を確認した際に声掛けを行っています。

県民の方からいただいた提案を事業化する「みんなく算」により、若年層をターゲットにした動画を作成し、感染防止対策やフランチ接種を呼びかけていきます。

(10) 広報の強化

・三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」における要請内容等について、県民、事業者の皆様と一緒に取り組んでいくため、様々な媒体を活用し周知啓発します。

・新聞、テレビ、ラジオにおける広告等、道路情報板への掲載

・県政だより、フリーペーパーへの掲載、ホームページ、SNSの活用

4 事業者支援

県では、令和2年度2月補正予算、令和3年度当初予算、5月補正予算、6月補正予算及び8月補正予算等により、資金繰り支援などの中小企業・小規模事業者支援や雇用対策

の取組を進めています。

さらに次の対策を講じて、県内の中小企業・小規模事業者等に寄り添った支援に取り組んでいきます。

(1) 営業時間短縮要請等の影響に対する支援等

・8月14日から8月31日まで、県内全域の飲食店を対象として午後8時までの営業時間短縮を要請することに伴い、これに全面的に協力していただいた事業者には第4期時短要請協力金を支給します。

※店舗の準備期間として8月18日までの時短営業開始であれば支給対象となりますが、支給金額は実施期間に応じて算定します。

「三重県飲食店時短要請協力金相談窓口」

電話 059-224-2247 午前9時～午後5時(土日祝を除く)

・4月26日から6月20日まで(四日市市の飲食店については6月30日まで)を対象期間とした時短要請協力金について現在、支給事務の迅速化に努めています。

※飲食店時短要請協力金の支給状況(令和3年8月11日現在)

第1期(4/26～5/11)申請5,749件、支給決定5,564件(決定済率96.8%)

第2期(5/9～5/31)申請5,749件、支給決定4,922件(決定済率85.6%)

第3期(6/1～6/20)申請5,776件、支給決定1,331件(決定済率23.0%)

・第1期から第3期までの飲食店時短要請協力金について、適正に時短要請に協力したにもかかわらず、各受付期間内に申請が行えなかった事業者を対象に申請を受け付ける特例受付を9月17日まで実施しています。また、申請にかかる事業者からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置しています。

「三重県飲食店時短要請協力金相談窓口」

電話 059-224-2247 午前9時～午後5時(土日祝を除く)

・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業、酒類提供自粛、カラオケ利用自粛の影響を受け、各月の売上が30%以上50%未満まで減少した(一部を除く)飲食店取引事業者等(※)を対象として支援金を支給することとし、現在、6月分の申請を8月31日まで受付しています。

※ 飲食店取引事業者等とは

① 県内の飲食店取引事業者

② タクシー事業者・自動車運転代行業者

③ 県の時短要請の対象とならない、カラオケボックス等カラオケ店・酒類の提供を取りやめた飲食店事業者・結婚式場

・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業による影響を受け、各月の売上が30%以上50%未満まで減少し厳しい状況が続いている県内の酒類販売事業者等に対して支援金を支給することとし、現在、6月分の申請を8月31日まで受付しています。

・さらに、5月、6月分については、国の月次支援金の給付決定を受けている酒類販売事

業者等に対し、売上減少率が50%以上の場合、中小法人等は20万円、個人事業者等は10万円を、売上減少率が70%以上の場合、それぞれ40万円、20万円を県独自で上乗せ支給することとし、申請を9月30日まで受付しています。また、飲食店取引事業者等への支援も含め相談窓口を設置しています。

「三重県飲食店取引事業者等支援金・三重県酒類販売事業者等支援金相談窓口」

電話番号 059-224-2838 午前9時～午後5時(土日祝を除く)

・まん延防止等重点措置区域の指定などにより旅行者が減少していることに伴い、売上が30%以上減少した県内宿泊事業者、観光施設、土産物店、体験事業者に対して支援金を支給しています。6月21日から8月31日まで申請を受け付けており、8月10日時点で272件の申請を受け付け、210件支給済みです。

・雇用調整助成金の特例措置について、5月以降は特例の内容が縮減されてきましたが、12月までは、特に業況の厳しい企業への配慮として助成率の維持が予定されていることや、最低賃金の引き上げを行った事業所には休業規模要件が撤廃されるなどの緩和措置が予定されていますので、こうした情報が事業者に行き届くよう周知を行っていきます。

・一方、雇用調整助成金の特例措置は今後縮減の傾向にあることを踏まえ、従業員の雇用維持に苦慮している事業者と労働力不足となっている事業者とで雇用シェアを行う「在籍型出向制度」を県内で広く普及・浸透させるため、全国初のシンポジウムを8月30日に津市内で開催します。シンポジウムは労働局等と連携して開催し、雇用シェアに関する相談会や、在籍型出向を行った事業所に支給される「産業雇用安定助成金」について、改めて周知を図ります。

(2) みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」の推進

・県民の皆様が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度『あんしん みえリア』を創設し、5月11日に運用を開始しました。また、6月10日から、申請のあった飲食店等への現地確認を開始し、認証店舗数は8月11日で411店舗となりました。

・8月2日から開設した専用ホームページでは各認証店舗の感染防止対策を紹介しており、市町別や料理のジャンル別に認証店舗を検索いただくことが可能です。県民の皆様が安心して飲食店を利用できるよう、制度の周知を図るとともに、申請があった飲食店が速やかに認証を取得できるよう、引き続き、認証事務の迅速化に取り組みます。

・県内の観光地を安心して訪れることができる環境整備を促進するため、県内観光関連事業者等を対象に、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設し、6月30日から運用を開始しました。申請件数は8月10日時点で448件であり、順次、現地確認を実施し、認証を進めています。

(3) 更なる感染防止対策に取り組む事業者への支援

・顧客や従業員の感染防止に向けて対策を行っている事業者が、さらに有効な対策を行うための、CO₂センサー等の購入経費について支援する感染防止対策強化推進補助金について、第2期分の申請を8月6日から受付しています。

・感染防止対策と経営向上の両立に向けた助言を行うアドバイザー派遣について、5月31日から募集を受け付けるとともに、感染が発生した事業者におけるPCR検査費用の補助について、6月21日から申請を受付しています。

・安全・安心な観光地づくりを推進するため、宿泊事業者が感染防止対策や前向きな投資に要する経費に対して支援を行っています。7月12日から受付を開始し、8月10日時点で68件の申請を受け付け、6件交付決定しています。

(4) 中小企業・小規模事業者の事業継続・業態転換への支援

・中小企業・小規模企業がフタコロナを見据えて、生産性向上や業態転換を図るための取組に対する補助金支援について、第3回目の募集を8月下旬から開始します。

・ウイズコロナ時代に対応したビジネスモデルを提示し、中小企業・小規模事業者における事業再構築を促進します。

(5) 経済活動の回復に向けた支援等

・県内企業のDXを推進するために新たに設置した「デジタルものづくり推進拠点」において、デジタルに基づく思考方法を身につけるDX寺子屋塾を開講し、デジタル技術を最大限に活用した生産性向上や競争力強化を図っていきます。社会構造の変化等に対応して、DX推進を通じた新たな事業展開や価値創出に挑戦し、収益性の向上・競争力を強化しようとする取組を支援するため、「中小企業支援『新たな日常』対応補助金」を、9月7日まで募集しています。

・「みえの食」の販路を拡大するため、県が運営する通販ポータルサイト「三重のお宝マーケット」の機能強化を図るとともに、同サイトを活用した送料支援キャンペーンを9月23日まで実施し、プレゼントキャンペーン等も9月に予定しています。

・「みえ得トラベルクーポン」については、8月12日からクーポンの新規取得を停止しています。今後、感染症の影響により「まん延防止等重点措置」が適用されるなど、特措法第24条第9項に基づき県民の皆様にも県内での外出及び移動制限への協力をお願いする場合は、本事業についても追加の対策を実施します。

・テレワークの導入を検討している県内の中小企業等を対象として、6月1日から専門的な知識を有するアドバイザーによる無料の相談窓口を開設しました。また6月17日からテレワークアドバイザーを派遣する企業を募集しています。

本県においては、これまでにない感染拡大となっており、新規感染者の増加、病床占有率、重症者用病床占有率も増加し、医療提供体制への負荷が大きくなっています。お盆や夏休みといった、普段会うことのない人と会ったり、旅行や帰省、様々な行事を計画されている方も多く、皆さまの行動に関わる大変厳しいお願いをさせていただくことになり、心苦しい限りです。しかし、こころで感染拡大を食い止めるためには、医療提供体制がひっ迫し、通常であれば救える命が救えなくなるなどあつてはならない事態を招くことになります。県民の皆様、事業者の皆様には大変なご不便をおかけすることになりますが、引き続き一緒に取り組んでいただきますようお願いいたします。